

カルタヘナ議定書 COP-MOP10 の主要な決定の概要

○ 議定書のモニタリング・報告（議定書第 33 条）

第4回国別報告書について、提出された報告書の数が少ないことに懸念を表明するとともに、まだ提出していないカルタヘナ議定書締約国に対し、できるだけ早く提出するよう要請することが決定された。また、第5回国別報告書について、カルタヘナ議定書実施計画に照らして様式の質問事項に必要な調整を行うこと、カルタヘナ議定書締約国に対して全ての質問事項に回答することを要請することが決定された。

○ 名古屋・クアラルンプール補足議定書の責任と補償

本補足議定書について、締結した国の数が限られていることに遺憾の意を表し、まだ締結していない全てのカルタヘナ議定書締約国に対し、本補足議定書への締結の要請を行うことが決定された。また、本補足議定書の締約国に対し、遺伝子組換え生物による損害に対する金銭的補償を提供するために実施されている措置の報告を要請することが決定された。